

事務連絡

令和元年10月18日

法務局民事行政部首席登記官 殿

(不動産登記担当)

地方法務局首席登記官 殿

(商業法人登記担当を除く。)

法務省民事局民事第二課

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
第3条第1項に規定する特定権利利益に係る登記事務の取扱いについて

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特別措置法」という。）第2条第1項の特定非常災害として令和元年台風第19号による災害が指定されたところ、標記の取扱いについては、下記のとおりとしますので、事務処理に遺漏のないよう留意願います。

なお、下記1から3までのいずれについても、該当するものがあつた場合には、速やかに当課法規係宛てに連絡願います。

記

- 1 特別措置法第3条第1項に基づく延長の措置として、本日付けの官報告示により、次の特定権利利益及び対象者について、延長後の満了日を令和2年3月31日とする指定がされた。

この指定により、工場抵当法（明治38年法律第54号）第48条（他の法令で準用する場合を含む。）の規定による工場財団の消滅の登記（同法第44条ノ2の規定による登記がされた場合を除く。）及び建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第8条の規定による建設機械の登記用紙の閉鎖について、指定された対象者がいる場合には、令和2年3月31日まで処理を留保することとなるので、留意されたい。

特定権利利益	対象者
工場抵当法（明治38年法律第54号）	当該工場財団に係る所有権の登記の登

第8条第3項（他の法令で準用する場合を含む。）の規定に基づく工場財団の消滅がされないこと（同法第44条ノ2（他の法令で準用する場合を含む。）の規定による登記をした場合を除く。）	記名義人であって、令和元年台風第19号に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの
工場抵当法第10条（他の法令で準用する場合を含む。）の規定に基づき工場財団の所有権保存の登記の効力が失われることがないこと	当該工場財団に係る所有権の登記の登記名義人であって、令和元年台風第19号に際し災害救助法が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの
建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第8条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされないこと	当該建設機械に係る所有権の登記の登記名義人であって、令和元年台風第19号に際し災害救助法が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの

2 次の申出等については、特別措置法第3条第1項の規定による措置を講ずる予定はないが、(1)から(3)までについて、被災地に住所を有する者が申出等の対象者となっている場合には、当面処理を留保する等、柔軟な対応をするものとする。

(1) 事前通知に係る申出（不動産登記法（平成16年法律第123号）第23条第1項）

不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第70条第8項に定める期間内に申出がされない場合において、その期間を経過した後に通知書が返戻されたとき又は通知不能（配達不能を含む。）等により返戻されたときは、当課法規係宛て連絡されたい。

(2) 登記等の職権抹消に対する異議の申出（不動産登記法第71条第1項，鈿害賠償登録令（昭和30年政令第27号）第28条第1項）

(3) 抵当証券の交付（再交付を含む。）についての異議の申立て（抵当証券法（昭和6年法律第15号）第6条第1項，第22条）

(4) 財団に属すべき動産について権利を有する者等の権利の申出（工場抵当法第24条及び同条を準用する各財団法の規定）

3 上記に関するもののほか、特定非常災害の被害者から、特別措置法第3条第3項の規定による申出があった場合は、その都度、当課法規係宛て連絡されたい。